

第7章 地域包括ケアシステムの構築

本市では、平成25年10月に医師会を初めとする包括ケアに関する各団体の代表者を委員とする石巻市地域包括ケア推進協議会を立ち上げ、今後10年程度を見据えた地域包括ケアシステムの全体像や方向性を示すものとして「石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想」を策定しました。

さらに平成26年度は、この基本構想を具体化するための実施計画を平成27年3月末までに策定することとしています。

(1) 基本方針

地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や都道府県等が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要と言われており、石巻市の状況等を鑑みて、以下に示す3つを基本方針としました。

- 1 現状の地域包括支援センターの活動を活かした地域包括ケアシステム
- 2 仮設住宅等からの転居者に配慮した地域包括ケアシステム
- 3 高齢者以外も含めた次世代型の地域包括ケアシステム

石巻市が設置している既存の12の地域包括支援センターは、地域によって状況は異なるものの、既に医療・介護・生活支援サービス等を包括的に活用して高齢者を見守っているという実績もあり、現状の地域包括支援センターの活動を活かした地域包括ケアシステムを目指します。

また、東日本大震災の影響により今なお仮設住宅等に多くの市民が住んでおり、今後復興公営住宅等への転居が多く発生することが想定されているため、当然のことながら、仮設住宅等からの転居者に配慮した地域包括ケアシステムを目指します。当該部分については、他地域にはない被災地石巻市ならではの基本方針と言えます。

さらには、中長期的な視点にはなりますが、高齢者のみならず、障がい者や子育て世代等も対象としたいいわゆる“次世代型”の地域包括ケアシステムの確立を目指します。

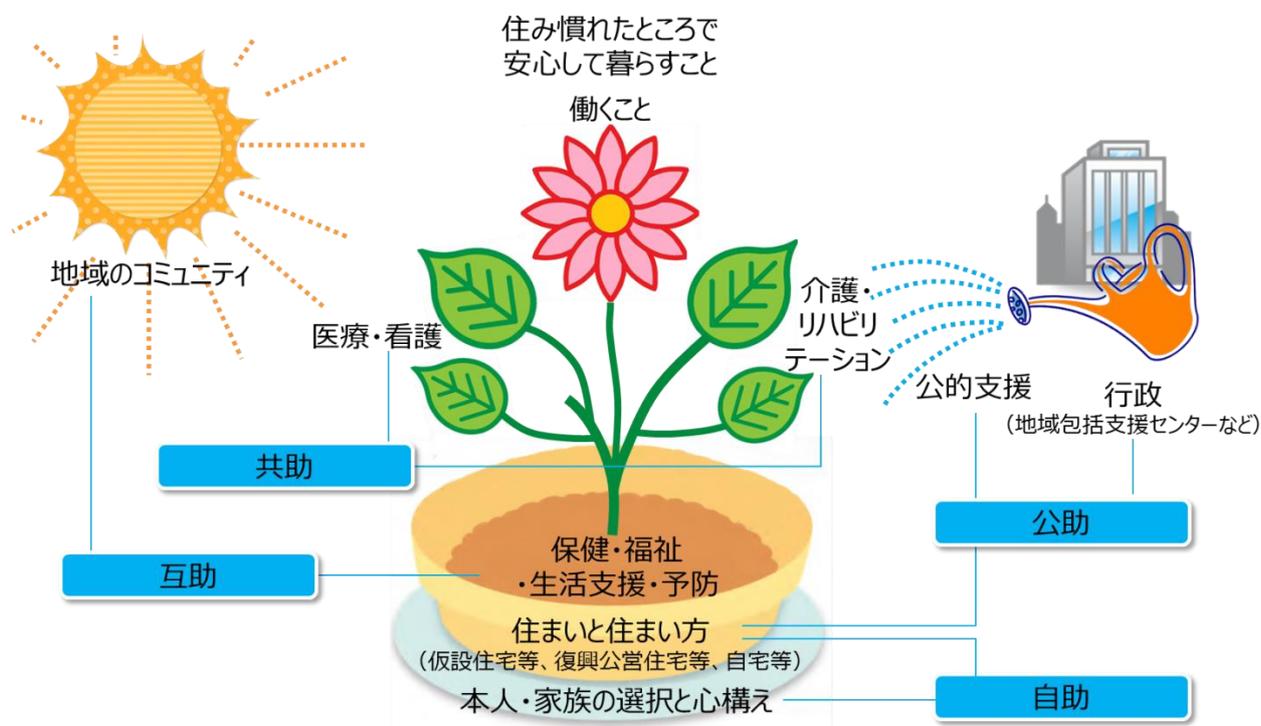
以上の3つの特徴を最大限活かした石巻市における地域包括ケアシステムを確立し、被災者を最後のひとりまで支えていき、安心した生活を将来にわたり提供していきます。

（２）コンセプト

地域包括ケアシステムを構成する要素は、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・予防」「福祉・生活支援」「住まいと住まい方」であり、これらの構成要素は、ばらばらに提供されるのではなく、それぞれの役割に基づいて互いに関係しながら、また連携しながら自宅での生活を支えていくことが必要であると言われています。

それを基本にした石巻市のコンセプトは、下の図のとおりです。

石巻市民にとって、「住み慣れたところで安心して暮らし、元気な高齢者も含め働ける人は働ける環境」そのものがきれいな花に当たります。きれいな花を咲かせるためには、「医療・看護」「介護・リハビリテーション」といった葉が必要であり、そのためにもそれらを支える「保健・福祉・生活支援・予防」、いわゆる土の役割が重要となってきます。それらを安心して適切に活用いただくためには、しっかりとした「住まいと住まい方（仮設住宅等、復興公営住宅等、自宅等）」の鉢の役割が確立されていることが必要であり、その前提となるのが「本人・家族の選択と心構え」等の皿の役割です。必要に応じて葉の役割である「医療・看護」「介護・リハビリテーション」や土の役割である「保健・福祉・生活支援・予防」に対しての養分を含んだ水や、それを与えるじょうろの役割である公的な支援が必要となります。また、それらをあたたかい太陽の光となる「地域のコミュニティ」があるからこそ、それぞれの関係者が機能し、きれいな花「住み慣れたところで安心して暮らし、元気な高齢者も含め働ける人は働ける環境」が咲くと考えられます。



出典：石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想（平成26年3月）より

(3) 導入当初の推進体制

旧石巻市エリアと旧6町エリアでは医療・介護、生活支援サービスの提供実態は異なります。旧石巻市エリアにおいては、医療機関・介護事業所は、地域包括支援センターの担当地区に関わらず、各々サービス提供している事業所が多くなっており。一方で、旧6町エリアでは、各地域単位に各総合支所と地域包括支援センターが連携して高齢者等を始めとした見守りが行われています。

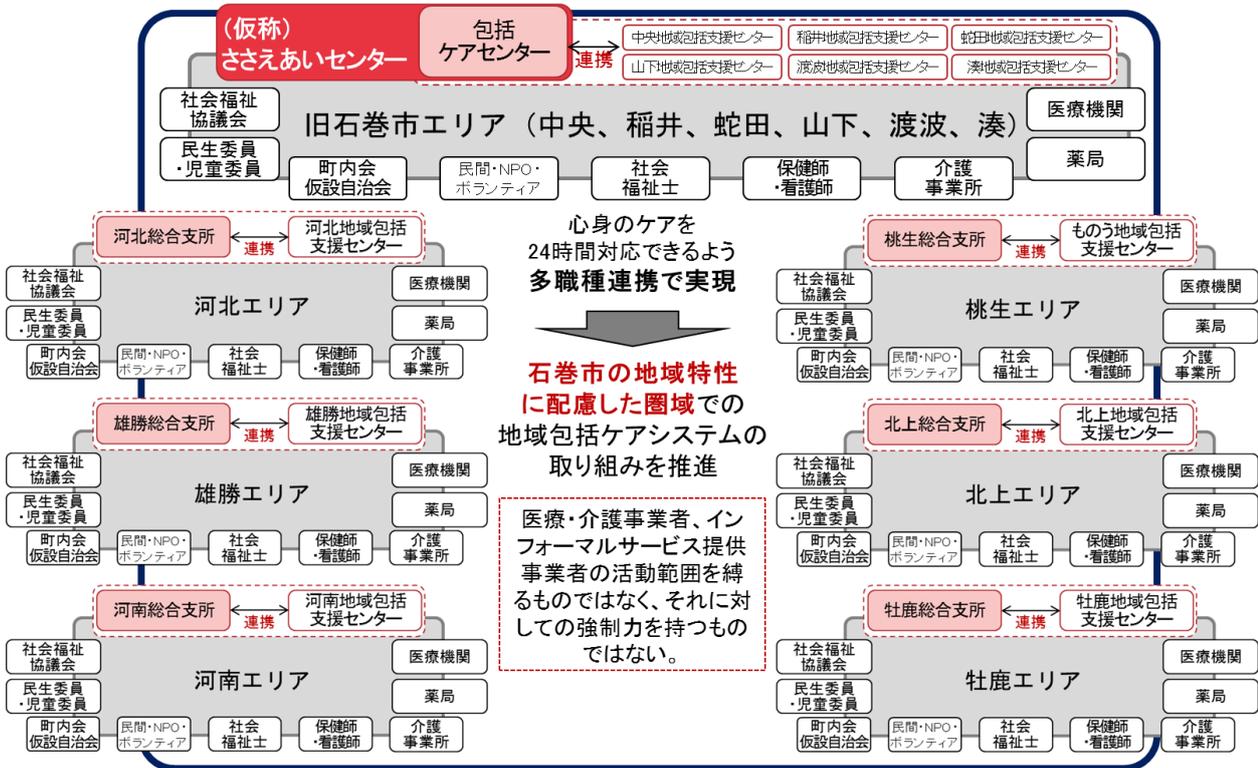
そのため、石巻市の地域特性に配慮した圏域を設定した上で地域包括ケアシステムの取り組みを推進していくこととします。旧石巻市エリアと旧6町エリアの各地域をそれぞれの地域包括ケアシステムの圏域として設定し、心身のケアを24時間対応できるよう多職種連携で実現していきます。

旧石巻市エリアにおいては、(仮称) ささえあいセンターの中に設置される「包括ケアセンター」が6つの地域包括支援センターと連携して多職種連携をコーディネートしていきます。

旧6町エリアにおいては、各総合支所と各地域包括支援センターが多職種連携をコーディネートしていきます。旧石巻市エリア及び旧6町それぞれの多職種連携全体を(仮称) ささえあいセンターの中に設置される「包括ケアセンター」がコーディネートしていきます。

なお、医療機関、介護事業所、インフォーマルサービス※1提供事業者は、本圏域を意識してサービス提供しているものではないため、それぞれの事業者の活動範囲を縛るものではなく、それに対しての強制力を持つものではありません。

※1 介護保険給付以外の生活支援するためのサービス。民間企業、NPO、ボランティア等が提供する場合がある。



※本図は将来的な推進体制イメージを示しているものであり、現状を表しているものではない。

出典：石巻市地域包括ケアシステム推進計画基本構想（平成26年3月）より

（４）石巻市地域包括ケア推進協議会の運営

保健、福祉、医療、介護及び生活支援分野の関係者並びに自治会、市民活動団体等と協働し、介護保険による従来の高齢者支援に加え、障がい者や子ども及び被災者等への支援体制の整備を図ることにより、全ての在宅支援が必要な市民を対象とした地域包括ケアシステムを構築し、地域に根差した福祉サービスの充実を図るため、次の事業を行う。

- ・地域包括ケアシステムの構築に係る課題解決に向けた協議に関すること。
- ・地域包括ケアシステム推進計画の立案に関すること。
- ・地域包括ケアシステムの構築、推進に関すること。
- ・関係機関相互の情報共有及び連絡調整に関すること。
- ・その他、本会の目的達成に必要なこと。

組織構成	<ul style="list-style-type: none"> (1) 石巻市医師会 (2) 桃生郡医師会 (3) 石巻歯科医師会 (4) 石巻薬剤師会 (5) 石巻市社会福祉協議会 (6) 石巻市老人クラブ連合会 (7) 石巻市身体障害者福祉協会 (8) 石巻仮設住宅自治連合推進会 (9) 石巻市介護保険運営審議会 (10) 石巻市地域包括支援センター運営協議会 (11) 宮城県 (12) 石巻市 (13) 前各号に掲げるほか、会長が必要と認める者
------	---

(5) 包括ケアセンターの運営

現在の包括ケアセンターは、開成・南境応急仮設住宅団地内の住民、主に高齢者の保健、福祉、医療、介護及び生活支援等を総括して、健康や生活をサポートすることを目的として平成25年8月に開設されました。

今後、石巻駅前に開設される予定の(仮称)ささえあいセンター内に移設後は、この「包括ケアセンター」で培ったノウハウ等で広く展開していくことを目指します。

(仮称)ささえあいセンター内に移設後は、各地域における取り組みの調整や各地域間の調整等、石巻市全体の地域包括ケアシステムの取り組みの調整をしていくことを目指します。

具体的には、住民の交流の場づくり事業、地域づくり支援事業、多職種・多機関連携におけるコーディネート事業、地域ケア会議開催等の支援事業等を実施します。

なお、公平性・中立性を担保するために、包括ケアセンター、総合支所、地域包括支援センターが地域の各拠点の役割を担うことを想定しています。

(6) 地域支え合い体制づくりの推進

生活支援・介護予防サービスの体制整備にあたり、元気な高齢者をはじめ、市民が担い手として参加する住民主体の活動やNPO、社会福祉法人、社会福祉協議会、民間企業、町内会等の多様な主体による多様なサービスの提供体制を構築し、高齢者を支える地域の支え合いの体制づくりを推進します。

1 地域で支え合う仕組みづくりの推進

高齢者が長年慣れ親しんだ地域で生活できることは、個人の生活の質を高めるためにも必要であり、地域で安心して生活できる環境が求められます。

震災を経た今後は、地域包括支援センターを中心とした地域包括ケアのシステムづくりを進めるとともに、災害時に援護が必要な人への対策やバリアフリーの普及といったまちづくりを推進し、地域コミュニティやNPO、ボランティア等多様な担い手による日常生活支援サービスの提供体制を検討しながら、高齢者が生活しやすい環境を整備することにより、地域全体で高齢者を支えていきます。

（1）地域包括支援センター活動支援

地域包括支援センターは、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する役割を担う地域の中核的機関です。

本市においては12か所設置しており、介護予防ケアプランの作成や介護予防教室の実施、住民からの相談対応等、地域住民の心身の健康保持及び生活安定のために必要な次の4事業を、地域において一体的に実施しています。

①総合相談・支援事業

地域において高齢者等の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し必要なサービスにつなげる等の支援を行います。

②権利擁護事業

高齢者の人権や財産を守る権利擁護事業や成年後見制度等、権利擁護を目的とするサービスや制度を活用しながら、高齢者のニーズに即したサービスや機関につなぎ、高齢者虐待の防止や権利擁護のための適切な支援を行います。

③包括的支援・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の地域における生活を支援するために、包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、介護支援専門員・主治医をはじめ地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築とその支援を行います。

④予防給付・介護予防事業のケアマネジメント事業

要支援者（予防給付）と介護予防・生活支援サービス事業対象者への介護予防サービスの提供が効果的かつ効率的に実施されるようケアプランの作成とサービス利用の評価等を行います。

○石巻市地域包括支援センター（12か所）

名 称	担当地区	電話番号	住 所
石巻市中央地域包括支援センター	石巻・中央	21-5171	石巻市大街道西三丁目1番28号
石巻市稲井地域包括支援センター	稲井・住吉	93-8166	石巻市大瓜字箕輪17番地
石巻市蛇田地域包括支援センター	蛇田	92-7355	石巻市蛇田字小斎61番地1
石巻市山下地域包括支援センター	山下・釜・大街道	96-2010	石巻市山下町二丁目1番5号
石巻市渡波地域包括支援センター	渡波・荻浜	25-3771	石巻市新成一丁目7番地1
石巻市湊地域包括支援センター	湊	90-3146	石巻市大橋三丁目1番地3
石巻市河北地域包括支援センター	河北	61-1252	石巻市大森字内田1番地28
石巻市雄勝地域包括支援センター	雄勝	61-3732	石巻市雄勝町小島字和田123番地
石巻市河南地域包括支援センター	河南	86-5501	石巻市鹿又字八幡前15番
石巻市ものう地域包括支援センター	桃生	76-5581	石巻市桃生町中津山字八木46番地3
石巻市北上地域包括支援センター	北上	61-7023	石巻市北上町十三浜字吉浜266番地
石巻市牡鹿地域包括支援センター	牡鹿	44-1652	石巻市鮎川浜清崎山7番地

(2) 地域包括ケアのコーディネート

地域包括支援センターの存在と役割が地域住民等に広く認知されるに伴い、相談件数のほか、高齢者虐待、認知症高齢者等の処遇困難事例への対応も増加しています。

このような状況を踏まえ、今後も引き続き、豊富な経験や専門的知識・技術を有する職員の確保・育成に努め、総合相談・支援業務をはじめとする地域包括支援センターの適正な運営を図ります。また、地域での各種公的サービスやインフォーマルサービス等の様々な社会資源を結ぶネットワークの構築、多様な主体の連携を図る包括的・継続的ケアマネジメント機能の強化、権利擁護体制の整備等に取り組むほか、「ワンストップサービスの拠点」として高齢者のために最適なケアをコーディネートする機能の向上に努めます。

高齢者の尊厳の保持、利用者本位、自立支援の視点からのマネジメントを行い、個々の高齢者の状況やその変化に合わせて、福祉、医療、介護等の地域包括支援ネットワークを適宜活用しながら、様々なサービス・支援を継続的かつ包括的に提供していきます。

（3）地域ケア会議開催等の支援

地域包括支援センターが行う地域ケア会議において、高齢者の個別ケース（困難事例等）の課題分析をするにあたり、専門職からの助言等を受けることにより、個別課題の解決を図るとともに多職種協働での支援体制の構築を図りながら、地域の課題の発見に努めます。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域ケア 会 議	開 催 回 数 (回)		16	16	16	17	18
	参 加 延 人 数 (人)		469	250	250	260	270

（4）相談体制の充実

高齢になっても、安心して住み慣れた地域で暮らせる環境を確保するために、各地区の地域包括支援センターを中心として、県や国保連合会とも連携した身近な相談体制を整備します。

また、本庁の介護保険課、福祉総務課、健康推進課をはじめとして、河北、雄勝、河南、桃生、北上、牡鹿の各総合支所及び、渡波、稲井、荻浜、蛇田の各支所においても相談体制の充実を図ることにより、質の高い対応ができるように努めます。

（5）災害時要援護対策

災害発生時における要援護者（高齢者や障がい者等）の安否確認や避難誘導を迅速に行うため、町内会や自主防災組織、行政区等による「支援体制づくり」を推進していきます。

また、要援護者に関する情報を一元的に管理するため、個人情報に配慮しながら、災害時要援護台帳を整備するとともに、関係機関と連携し、地域における災害時要援護者見守り及び災害時要援護者の避難支援プラン（個別支援プラン）の作成を進めます。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
支援体制構築行政区		401	404	390	419	419	419

（6）地域住民、ボランティア等による多様なサービスの提供

地域包括ケアシステムの構築には、高齢者の状況やその変化に応じて、適切なサービス、多様な支援を提供することが必要です。そのためには、保健・福祉・医療・介護の各サービスを担う専門職相互の連携を進めるとともに、地域の実情に合わせた地域住民の協力や現在活動しているボランティア団体等との連携が不可欠となります。

本市においては、包括ケアシステムを促進するにあたり、これまでと同様の事業者のサービスは基より、地域ボランティア活動等による支え合いのサービスの創出やネットワーク化を図り、地域に密着した支援体制を整えていきます。

2 高齢者の生活支援の充実

高齢期を迎えると、日頃から健康に気をつけていても、身体機能の衰え等により、今までは簡単にできたことが困難になったりします。特に、ひとり暮らしや高齢者世帯ではそのような状況は多くみられると考えられます。

生活の不便や不安を解消して、高齢者が充実した豊かな老後を過ごせるように、また、高齢者の家族に過大な負担がかからぬように、生活支援サービスの充実を図ること等により、高齢者の生活を応援するため、事業の普及・推進を図ります。

（1）ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業

在宅のひとり暮らし高齢者等に対し、家庭用の緊急通報装置を貸与し、緊急事態における迅速かつ適切な対応を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
新規設置数（台）	156	121	120	120	120	120
設置延数（台）	443	492	500	500	500	500

（2）バリアフリー住宅普及促進事業

身体状態に応じた住宅の改良に要する費用に対して助成を行い、高齢者が居宅において安心して住み続けられるよう支援します。

○助成内容

改良工事内容	手すりの取付け、段差の解消、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替え等
助成内容	市民税非課税世帯において、住宅の改良を行った対象経費の9割助成 (要支援及び要介護者は対象外)

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延件数（件）	4	3	8	10	10	10

(3) 外出支援サービス事業

公共交通機関を利用することが困難な高齢者が通院や在宅福祉サービス等のために福祉タクシーを利用した場合、利用料金の一部を助成することにより、在宅高齢者の外出する機会を増やし、高齢者の生活支援や介護者の負担軽減を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延人数 (人)	1,013	1,145	1,450	1,500	1,500	1,500

(4) 訪問理美容サービス事業

在宅のひとり暮らし高齢者等で美容院や美容院へ出向くことが困難な方に対し、美容師等が直接自宅へ出向いて理美容サービスを提供することにより、心身ともに快適な生活を送ることができるよう支援を行うとともに、介護者の負担の軽減を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延件数 (件)	3	44	46	50	50	50

(5) 高齢者日常生活用具給付等事業

ひとり暮らし高齢者等が自立した生活が送られるよう、各日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図ります。

○給付・貸与の状況

区 分	実 績			
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	
給 付	電磁調理器 (台)	3	3	6
	火災報知器 (台)	10	0	4
	自動消火器 (台)	0	0	0
貸 与	高齢者用電話 (台)	1	0	0

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用者数 (人)	14	3	10	10	10	10

（6）高齢者世話付住宅事業

高齢者世話付住宅の設置に伴い、生活援助員（ライフ・サポート・アドバイザー）を派遣し、居住者に対し、必要に応じ生活指導、相談、安否確認、一時的な家事介助及び緊急時の対応等のサービスを実施します。

○派遣状況

派遣人員	2人 (1日交替・常駐1人)
派遣時間	8:30~17:00

○事業の実施状況

区 分	実 績		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
入所者実人数(人)	8	10	9
入居戸数(戸)	8	11	10

（7）高齢者保護措置事業

原則として65歳以上の高齢者であって、身体上、精神上、環境上等の理由や経済的理由により、居宅において養護を受けることが困難な方を養護老人ホームへの入所の措置をしていきます。

○入所措置の状況

区 分	実 績		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)
万生園(人)	74	74	82
きたかみ園(人)	3	2	3
ひばり園(人)	9	9	10
借楽園(人)	2	2	2
松風荘(人)	3	2	2
松寿園(人)	1	1	1
合 計(人)	92	90	100

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
判定委員会入所許可者数(人)	17	8	10	10	10	10
養護老人ホーム等入所者数(人)	14	11	10	10	10	10

(8) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法に規定された老人福祉施設であり、65歳以上の高齢者であって身体上、精神上等の理由や、経済的理由により居宅での生活が困難な方が入所し、日常生活に必要なサービスを受けることができる施設です。

本市においては、「養護老人ホーム万生園」がありますが、石巻地区広域行政事務組合の特定事業（PFI事業）により、維持管理、運営は平成21年4月1日より、広域行政事務組合から社会福祉法人こごた福祉会へ移譲、今日まで適正な運営が行われています。

今後も、石巻地区広域行政事務組合を構成する中核市として、構成市町、こごた福祉会と連携を密にし、引き続き必要な支援を行います。

(9) 住民の交流の場づくり事業

東日本震災に伴う応急仮設住宅や復興住宅そして従来の住宅と、様々な住環境の中で、高齢者等の閉じこもり予防を主眼とした交流の場を設け、長く続けることができる運動等を通じた健康づくり等地域のボランティア活動を推進するため、住民による自主的な取り組みを支援します。

また、住民の意向を尊重しながら、将来的に地域ボランティアによる支え、支え合う仕組みづくりを応援します。

○事業の実施状況と見込み

区 分		実 績			見 込 み		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ラジオ 体 操	開 催 日 程			月～金	月～金	月～金	月～金
	参 加 延 人 数 (人)			2,083	2,083	2,083	2,083
運 動 の 会	開 催 回 数 (回)			7	7	7	7
	参 加 延 人 数 (人)			70	70	70	70
健 康 相 談 会	開 催 回 数 (回)			0	12	12	12
	参 加 延 人 数 (人)			0	360	360	360

3 認知症高齢者・家族への支援の充実

認知症は誰にでも起こりうる「脳の病気」です。「いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなることにより様々な障がいが起こり、生活する上で支障が出ている状態」のことです。

症状としては、「記憶障がい」や「見当識障がい」、「理解・判断力の低下」等の中核症状や、「不安・焦燥」、「うつ状態」、「幻覚・妄想」、「徘徊」等の周辺症状という形で現れます。

一般に、85歳以上の3～4人に1人は認知症といわれており、厚生労働省の推計によると、2015年（平成27年）には認知症高齢者が全国で約345万人、2020年（平成32年）には410万人、2025年（平成37年）には470万人になるとみられています。

●わが国の認知症高齢者数の将来推計

	平成22年 (実績値)	平成27年	平成32年	平成37年
日常生活自立度※「Ⅱ」以上	280万人	345万人	410万人	470万人
高齢者に占める割合	9.5%	10.2%	11.3%	12.8%

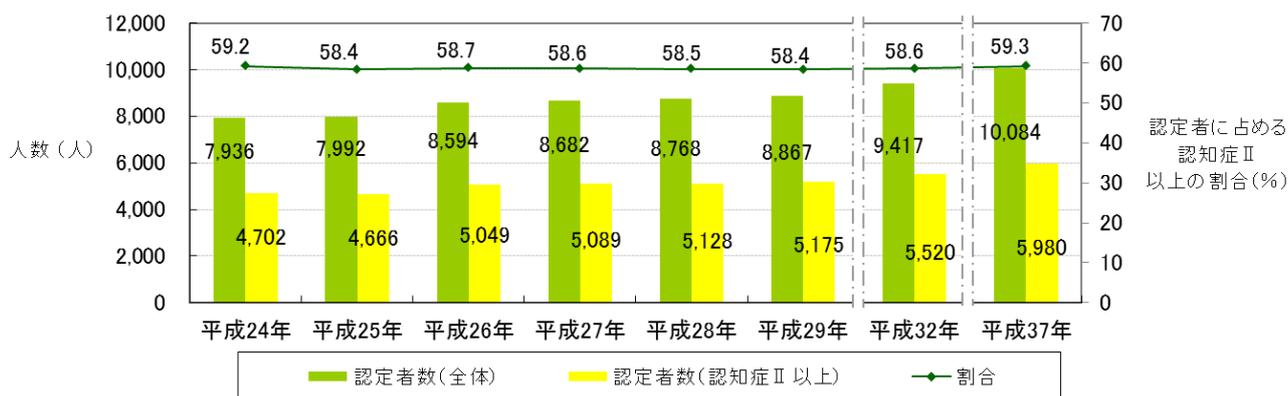
注：要介護認定を行っていない認知症高齢者は含まない。

※日常生活自立度については巻末資料参照。

資料：厚生労働省

本市においても認知症高齢者は増加傾向にあり、将来的にはさらなる増加が見込まれます。

●石巻市の認知症高齢者数の推移と推計



※厚生労働省が示す平成24年度実績値を基準として推計。

認知症高齢者には意思疎通に問題のある人が非常に多く、家族の介護負担が大きいことから、本人のみならず家族も含めた支援が必要となっています。周囲の人々の認知症に対する正しい理解を深め、脳活性化事業等を通じて認知症予防を図るとともに、たとえ認知症になっても本人や家族が孤立しない体制を整備することで、認知症高齢者と介護する家族への支援を推進します。

（１）認知症ケアパスの構築

認知症ケアパスとは、「認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ」を決めておくもので、認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）において示されている施策です。

現在、認知症ケアパスの作成に向けて、市と地域包括支援センターが協力し市内の認知症を支える社会資源の把握を行っており、今後は認知症に関わる専門職が参画し、石巻市独自の認知症ケアパスを作成します。

（２）認知症地域支援推進員の配置

地域包括支援センターと密接に連携しながら、認知症対応に特化した活動に従事し、認知症の方やその家族を支援する相談業務等の役割を担う「認知症地域支援推進員」を配置し、認知症サポート医や介護サービス事業所等との連携により、地域の実情に配慮した支援体制の構築を図ります。

（３）認知症サポーター・キャラバンメイトの養成

平成17年度から開始している認知症サポーター100万人キャラバンに沿って、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り、「認知症サポーター」及び「キャラバンメイト」を養成し、認知症になっても安心して暮せるまちを目指します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度 (見込み)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
講座開催数（回）	9	21	25	30	30	30
受講者数（人）	239	563	800	1,000	1,000	1,000
キャラバンメイト 登録者累計（人）	111	115	141	156	171	186

（４）認知症相談会

「認知症」を身近に相談できる仕組みづくりとして、認知症初期の段階で早期に発見し、専門機関へつなげられるよう、認知症専門医や精神保健福祉士による家族、介護支援専門員からの相談会を開催します。

また、介護者家族を対象にした情報交換会や研修会を開催し、お互い交流を図りながら、介護負担の軽減を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数（回）				6	6	10
参加延人数（人）				24	40	40

（５）若年性認知症への対応

近年では、認知症が高齢者に限らず、より若い世代にも発症するケースがみられ、65歳未満に発症する認知症を「若年性認知症」と呼んでいます。今後は、若年性認知症への一般の理解を深めるとともに、現役世代である本人への特段の配慮と適切な対応に努めます。

（６）徘徊高齢者SOSネットワーク事業

認知症等により徘徊のために行方がわからなくなった高齢者を、早期発見及び当該高齢者の事故防止のため、警察や行政、地域包括支援センターや地域の人等が協力し、家族の元へ帰すことを目的として、保護されたとき身元がすぐ確認できるよう、徘徊する恐れのある高齢者を登録し、その家族等の精神的負担の軽減を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
登録者数（人）	46	50	56	60	65	70

(7) 脳活性化事業

認知症予防・認知症の早期発見及び認知症の回復のため、60歳以上の方を対象に二段階方式チェック※を導入し、自分の脳の健康状態を知り、さらに、脳を刺激する生活についての意識を高めていけるよう支援していきます。また、脳活性化教室を地域で自主的に活動できるように、継続して支援します。

※二段階方式チェック

- 一段階：「かなひろいテスト」を実施し、脳機能が全般的に正常か、機能が低下しているかを見分ける。
- 二段階：さらに詳しく、個別で脳の神経心理機能検査（MMS検査等）を実施し、どういう特徴で脳機能が低下しているかを見分ける。

脳機能低下の特徴は各々個人差があり、個別に応じた助言・指導等を行う。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
教室の数(地区)	5	5	5	5	5	5
実施回数(回)	18	6	10	60(10)	60(10)	60(10)
参加者延人数(人)	266	95	159	864(150)	840(150)	840(150)

※自主的な活動になってきています。H24～H26 年度実績は保健師が参加して支援している回数、H27～H29 年度は()に保健師が参加して支援する回数。

(8) 地域密着型介護サービスの充実

認知症高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれるなか、認知症の人を適切にケアし、家族の負担を軽減させるものとして、今後も認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護の認知症対応型サービスをはじめ、小規模多機能型居宅介護等のサービスを提供いたします。

さらに、高齢者が身近な地域で生活できる環境を確保するため、介護サービス提供基盤の充実も図ります。

4 高齢者権利擁護・虐待防止体制の充実

高齢になっても地域で安心して暮らしていくためには、虐待等にあうことなく、人権を尊重されることが大切であるとともに、判断能力が低下した時等に、高齢者の権利を守る仕組みが求められます。

今後も、虐待等を未然に防ぎ、早期に発見できる体制を整備するとともに、高齢者の権利擁護の仕組みの周知徹底を図り、誰もが人間として尊重され、不利益をこうむることのない体制づくりに努めます。

（1）成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の増進を図るため、市長が家庭裁判所に対して成年後見、保佐及び補助の開始に係る審判の請求等を行います。

○事業の実施内容

対 象 者	次の要件をおおむね満たした方 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事理を弁識する能力の程度が低い方 ・ 生活状況及び健康状況が不十分である方 ・ 配偶者及び四親等内の親族による保護の可能性が低い方 ・ 行政等が行う各種施策及びサービスの利用並びに日常生活上の支援が必要な方
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 審判の請求に要した費用を市が負担する。 ・ 成年後見人、保佐人及び補助人への報酬に関し、助成金を交付する。

○事業の実施状況

区 分	対象者	実 績		
		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)
成年後見（件）	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	0	8	10
保 佐（件）	判断能力が著しく不十分な方	0	1	0
補 助（件）	判断能力が不十分な方	0	0	0

（2）高齢者虐待への組織的対応

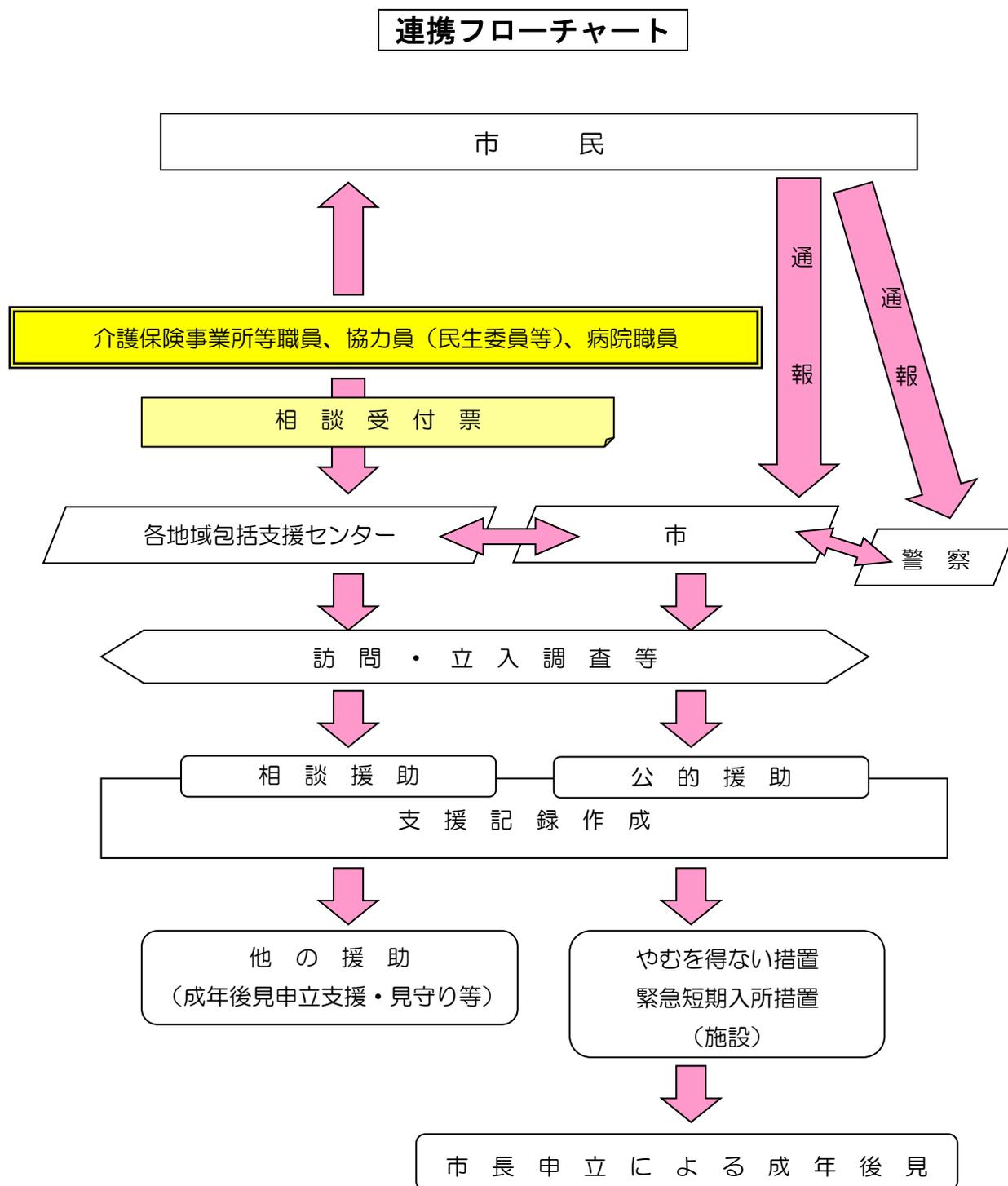
平成24年度まで高齢者・児童・障がい者虐待及びDV対応については担当部署ごとに行ってまいりましたが、各種虐待が複合する事案への相談及び支援業務に一連性をもって迅速かつ適切に対応するため、「虐待防止センター」を平成25年度に設置いたしました。

高齢者虐待については、事案内容に応じて下表の各機関と連携を密にして対応しておりますが、引き続き関係機関が一体となり、虐待を受ける高齢者の保護及び権利擁護並びに養護者への支援を行ってまいります。

主な関係機関	石巻市の高齢者施策担当課 石巻市地域包括支援センター 石巻警察署・河北警察署 特別養護老人ホーム・養護老人ホーム 石巻市医師会・桃生郡医師会 仙台弁護士会 宮城県司法書士会石巻支部 特定非営利活動法人 宮城福祉オンブズネット「エール」 リーガルサポート宮城県支部 石巻市社会福祉協議会 石巻市民生委員協議会
--------	---

（3）高齢者虐待対応体制

本市で発生する高齢者への虐待に対しては、地域包括支援センターと連携を図り、関係機関が一体となって適切かつ迅速な対応に努めます。



5 医療との連携の充実

高齢者の健康な生活を支えていくためには、その健康を第一に預かる医師・看護師等の医療関係者と、リハビリ等の医療系事業者、ヘルパーやデイサービス等の介護事業者、保健福祉を担う市の担当課等がこれまで以上に連携を図ることが重要です。

石巻市地域包括ケア推進協議会では、医師・歯科医師・薬剤師や介護保険事業者並びに自治会等に対するアンケート調査の実施により、地域の医療・介護サービス資源や連携の課題を把握し、より効果的な連携のあり方や対応について協議を重ねるとともに、医療関係者、介護事業者等ごとの研修会や市民も対象としたシンポジウム等の開催を通して、地域包括ケアシステムの推進に向けた積極的な啓発活動を行っています。

本市においても、被災地最大の仮設住宅である開成・南境地区に包括ケアセンターを設置し、毎日のラジオ体操等により被災者の閉じこもりや生活不活発状態の解消やいつでも健康相談ができる体制づくりに努めています。隣接する市立病院開成仮診療所との連携と合せて、この取り組みは、今後、全市に包括ケアシステムを展開するモデルとなることから、既存の地域コミュニティも対象とした活動や、将来目指す「“次世代型”の地域包括ケアシステム」の構築に向け、夏季期間における子どもや障がいのある方等を対象に、高齢者との交流事業も実施しています。

また、医療と介護の連携には、医療を提供する側と介護事業者、行政等の顔の見える関係を構築することが大切であることから、協議会等の各種会議のみならず、医師や看護師、介護事業者や市の保健師等による多職種連携会議や個別ケースの検討等により情報を共有し、在宅における医療・介護の円滑な提供体制づくりに取り組んでいきます。

平成28年に開院が予定されている石巻市立病院や地域の病院・診療所等との連携のあり方についても、退院時の連携調整を含み24時間365日の切れ目ないサービスの提供を目標に、安心して地域で暮らすことができる環境整備に向けた議論を重ねていきます。

本市の実情に合った包括ケア実現のため、関係機関と医療機関との連携を、さらに強化していきます。

(1) 介護サービス事業者と医療機関等の連携強化

専門職や市民への研修により制度の普及に努めるとともに、多職種連携会議の充実、地域ケア会議の見直しを図り、一層の情報共有に努めます。また、医療・介護関係者の会議を通じて現状を確認しながら課題を抽出し、解決策等を協議していくことにより効果的な医療・介護の連携の枠組みを検討していきます。

（２）在宅療養に向けた体制の整備

医療と介護の連携により、在宅療養者のニーズに対応した適切な治療やケアが包括的に提供される体制づくりを推進します。

また、利用者・患者又は家族の要望を踏まえた柔軟な対応ができる体制確保に向け検討していきます。

（３）在宅医療提供に向けた取り組み

在宅療養を進める上で、在宅医療の提供力が重要であることから、在宅医療や往診等を行っている医師の継続的な体制を確保するため、先進事例等も参考にした主治医・副主治医制度の導入等を検討していきます。

併せて、平成28年に開院を予定している石巻市立病院がバックアップ機関として在宅医療に効果的に関わっていく方策等について議論を進めるとともに、被災した半島部等における医療・介護の体制整備についても、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護事業者等関係機関と連携しながら、安心して暮らすことのできる環境整備に努めます。

6 高齢者の居住環境の充実

加齢に伴い身体機能等が低下してくると、長年住み慣れた自分の住居であっても、それが必ずしも住みやすい生活環境であるとは言えない状況もでてきます。高齢者の住宅改修等を支援することにより利便性・安全性の向上を図るとともに、高齢者の生活に配慮した住宅供給に努め、高齢者の居住環境の整備に努めます。

また、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加等を背景に、共同住宅やケア付き住宅等への住み替え等、住まいに対する新たなニーズへの対応についても検討していきます。

(1) 住宅改修・福祉用具利用の支援

自宅での手すりの取付け等が高齢者一人ひとりの生活機能に合わせた改修となるためには、一般の住宅改修とは異なる専門的な視点が求められることから、介護支援専門員による相談・指導等の住宅改修に係る支援が必要です。そのため、本市では介護支援専門員が住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合に発生する経費の助成を行っています。

また、高齢者個々の生活環境や身体の状態に応じた福祉用具を利用することでも、高齢者の自立を促し、毎日の生活を快適に過ごすことが可能になります。このことから、適切な利用方法の指導や情報提供による福祉用具の普及・啓発を行い、高齢者の自宅での生活支援の推進を図ります。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
住宅改修 理由書作成助成数 (件)	17	39	35	35	35	35

7 生活支援サービスの体制整備

（1）地域づくり支援事業

生活支援コーディネーターの設置や地域コミュニティ、社会福祉協議会等と協働した協議体の設立等により生活支援・介護予防の基盤整備に向けた取り組みを整備し、生活支援サービスの充実を図りながら、高齢者が支える側にまわる仕組みや住民同士のささえ合いを推進します。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活支援コーディネーター育成人数				5	10	15
住民の担い手発掘・育成人数				100	100	100

（2）多職種連携会議等の開催

仮設住宅での見守り等を通して個別課題の把握に努め、適切な機関等への情報提供、多職種連携会議による情報共有や課題解決に向けた個別事案の検討を実施しています。また、被災地最大の仮設住宅を抱える開成・南境地区のにおいては、既存の地域コミュニティと連携した地域を考える会議を開催し地域のあり方を考えています。

このような取り組みは、地域包括ケアシステム構築に向けたモデルとなることから今後、効果的な開催方法等を確認しながら、市内全域へ展開していきます。

○事業の実施状況と見込み

区 分	実 績			見 込 み		
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度 (見込み)	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
多職種連携会議	開催回数 (回)		12	12	12	12
	参加延人数 (人)		420	420	420	420
開成・南境地区の ことを考える会議	開催回数 (回)		9	24	24	24
	参加延人数 (人)		180	480	480	480